平成２５年（フ）第１９８号
和歌山市三木町堀詰38番地　シティアーク三木町1001号室
債務者　本夛　敏巳
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９６８号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅６棟506号
債務者　西條　美香
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５６号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字植深田９番地７　風車のあるまちＧ棟201号
債務者　川原　盛一
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５０号
名古屋市昭和区長戸町３丁目37番地の３　アラカワハイツ御器所303号
債務者　小林　昌也
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９５４号
大阪府池田市畑４丁目21番６号　301
債務者　花垣さゆり
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４０５号
大阪府高槻市富田町５丁目26番27号　若林文化101号
債務者　山元　哲哉
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３９６号
大阪府池田市八王寺１丁目５番17号　カーサフェリーチェ101
債務者　住友　　晃
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３９９号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号
債務者　福嶋　康平
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４３６号
大阪府高槻市城東町15番14―201号、前住所堺市南区庭代台２丁10番２―210号
債務者　中内　一義
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４９０号
大阪府茨木市真砂２丁目16番43号　メゾンＭ＆Ｓ406号
債務者　池沖　信二
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５０９号
大阪市平野区喜連西４丁目７番16号　ハイツカイザンＢ―６号室
債務者　山本　　亨
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５２３号
大阪府高槻市富田町２丁目７番24号　15棟403号
債務者　伊藤　勝彦
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５３２号
大阪府吹田市岸部北３丁目22番６号
債務者　浦川あずさ
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９０４号
大阪市鶴見区横堤４丁目13番35号
債務者　廣澤　　研
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３００２号
大阪市平野区平野上町１丁目11番23号　ソレイユ上町103号
債務者　本田　修一
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０２１号
大阪市東住吉区駒川３丁目27番１号　ビロウズＫＯＭＡＧＡＷＡ　ＰＡＲＴ―Ｉ403号
債務者　田口とき子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０４４号
大阪府寝屋川市若葉町25番18号
債務者　入海　　新
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで大阪地方裁判所第６民事部